

ファッションセンターしまむら志度店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年12月26日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら志度店 さぬき市志度字西湊1788番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 店舗南側の周辺住民が幹線道路を利用するためには、店舗北側の信号のない交差点を通行するしかないが、現在も国道11号は夕方渋滞している状況であり、店舗西側の出入口I-2を来客車両が利用すると、当該交差点の利用が増え、国道から市道への進入が現在よりも困難になるため、出入口I-2を利用しないようにしてほしい。
 - (2) 西方面からの来客車両が店舗北側の国道沿いの出入口I-1から右折入庫する場合、対向車を待たないと進入できないが、後続に大型車があると、交通がよりいっそう渋滞することが懸念されることから、国道11号について、何らかの対策を検討することを関係諸機関にお願いする。
 - (3) 出入口I-1から東方面に右折出庫した場合、交通渋滞の原因になると思われるため、右折禁止等の処置をお願いする。
 - (4) 店舗東側の農地での屋外看板の照明の反射光等による光害が発生しないよう配慮すること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年5月18日（月曜日）から同年6月18日（木曜日）まで